

証券コード 5122  
2021年6月14日

株 主 各 位

東京都文京区本郷3丁目27番12号

**オカモト株式会社**

代表取締役社長 田村俊夫

## 第125回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁まで）にしたがって、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都文京区本郷3丁目27番12号  
当社本社ビル1階

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第125期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の第125期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）16名選任の件

以 上

本年は株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### ◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### ◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.okamoto-inc.jp/>) に掲載させていただきます。

### ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のお願い

#### <株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、ご来場の自粛をご検討ください。
- ・特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主様の議決権は、ご出席いただくほかに、書面またはインターネットによって行使することもできますので、ご利用をご検討ください。議決権行使方法につきましては、招集ご通知3頁、4頁をご参照ください。

#### <来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスク着用をお願いいたします。また、株主総会会場に設置しているアルコール消毒液のご使用、検温にご協力をお願いいたします。
- ・マスク着用やアルコール消毒液のご使用にご協力いただけない方、また、発熱がある方や体調が優れない方は入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の所要時間短縮のため、報告事項等を簡潔に説明させていただく場合がございます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主のみなさまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。下記をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご欠席の場合

### 1 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

**行使期限** 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで有効

### 2 インターネットによる議決権の行使

詳細は次頁をご参照ください。

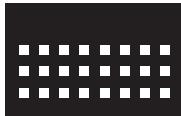


同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、または議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分受付分まで有効

当日ご出席の場合

### 3 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

複数回行使された場合の  
議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合  
→インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合  
→最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



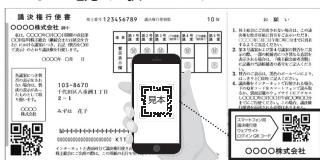
## インターネットによる事前の議決権行使



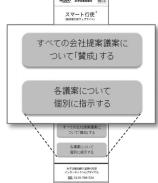
### スマートフォン等の場合 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

#### 1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



#### 2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



### パソコンの場合 (2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

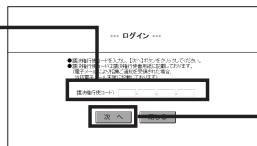
#### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



#### 2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

#### 3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

#### 4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部



0120-768-524

[ 受付時間 ]

平日 午前9時～午後9時

## (添付書類)

### 第125期事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けながら推移いたしました。個人消費につきましても新型コロナウイルスのワクチンの開発・接種の始まりに伴い少しずつ回復の兆しを見せてきましたが、感染力の強い変異株が発生し、直近では感染の再拡大が深刻化しており、感染の終息が見通せないなど、先行きが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のなか、当社グループは新型コロナウイルス感染症防止対策を講じ、お客様との対面による営業活動の自粛、オンラインを活用した「ウィズ・コロナ」時代の新しい営業スタイルの構築等を行うとともに、回復基調にある市場でのシェア拡大に向けて事業活動を行ってまいりました。

結果、当連結会計年度における売上高は86,361百万円（前年同期比4.6%減）となりました。利益面では前期は「令和元年東日本台風」による福島工場の被災の影響等がありました。が、今期は福島工場が復旧したこと及び在庫圧縮やコストダウンを継続したことで営業利益は8,269百万円（前年同期比12.6%増）、経常利益は9,794百万円（前年同期比14.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,697百万円（前年同期比63.3%増）となりました。

各部門別の概況は次のとおりです。

##### <産業用製品>

一般用フィルムは、飛沫飛散防止用途が引き続き堅調で売上増となりました。

工業用フィルムは、海外向けが回復し売上増となりました。

建材用フィルムは、車輻加飾用の市況が回復してきましたが、売上減となりました。

多層フィルムは、工業用の受注が増加しましたが、食品包装用の需要が減少し、売上微減となりました。

壁紙は、住宅着工件数の低迷及び市況価格下落の影響で売上減となりました。

農業用フィルムは、作物価格の下落による需要家における資材購入経費削減の影響を受け売上減となりました。

自動車内装材は、自動車メーカーの生産調整からは回復しましたが、売上減となりました。

フレキシブルコンテナは、石油化学メーカー向けの需要が減少し売上減となりました。

粘着テープは、梱包用及び工業用テープの販売が低調で売上減となりました。

工業用テープは、精密機械用の受注増がありましたが、売上前年並みとなりました。

食品衛生用品は、外食産業・ホテル向けの小巻ラップは低調でしたが、衛生用品の取扱いが堅調で、売上微増となりました。

食品用吸水・脱水シートであるピチット製品は、内食向けの食材用途は堅調に推移しましたが、外食産業向けが低調で、売上微減となりました。

研磨布紙等は、各種用途向けの受注が低迷し売上減となりました。また、研磨材はハードディスクの表面加工用の採用中止の影響で売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は53,689百万円（前年同期比7.1%減）、セグメント利益は3,461百万円（前年同期比32.6%増）となりました。

## <生活用品>

コンドームは、訪日外国人によるインバウンド需要の大幅縮小が影響し売上減となりました。

浣腸は、堅調に推移し売上前年並みとなりました。

除湿剤は、前年は「令和元年東日本台風」の被災の影響により売上が落ちましたが、今期は完全に復旧し、売上増となりました。

カイロは、暖冬及び緊急事態宣言の発出による外出自粛の影響で売上減となりました。

手袋は、家庭用は巣ごもり需要と衛生意識の高まりにより堅調に推移し、医療用・産業用は感染対策需要により市場が急拡大し、売上大幅増となりました。

メディカル製品のうち滅菌器は、医療施設・学校施設の感染対策としての需要があり売上大幅増となりました。

ブーツ及び雨衣は、緊急事態宣言の発出による外出自粛の影響で売上減となりました。

シューズは、生活様式の変化による消費低迷の影響で売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は32,442百万円（前年同期比0.1%減）、セグメント利益は6,531百万円（前年同期比0.7%増）となりました。

## <その他>

その他事業は、物流受託事業及び太陽光発電事業であります。

当セグメントの売上高（振替前）は3,604百万円（前年同期比1.7%減）、セグメント利益は296百万円（前年同期比36.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施（無形固定資産を含む支払ベース）いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

当社静岡工場設備	678百万円
当社茨城工場設備	276百万円
当社福島工場設備	420百万円
当社つくば工場設備	325百万円
当社本社及び賃貸物件	342百万円
グループ各社	636百万円
合計	2,680百万円

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賅っております。

### (3) 対処すべき課題

今後につきまして、第一に新型コロナウイルス感染症について、ワクチンの開発・接種の始まりで少しずつ回復の兆しが見え始めてはおりますが、ワクチン接種率は依然として低迷していることや変異株の流行に対する不安感から、消費動向や雇用環境を含めて予断を許さない状況となっております。

特に生活用品事業では、訪日外国人によるインバウンド需要が大幅に縮小しましたので、衛生用品（避妊具）については日本製（MADE IN JAPAN）としての高い技術力及びブランド力をより強化して国外での販売力強化に努めてまいります。また、大規模な集客イベントや展示会等の開催中止、リモートワークなどによる新生活様式の浸透等により、プラスチック製品の市場は全体的に縮小している側面がありますので、新素材の研究や新たな用途開発等により細かな顧客ニーズの獲得に努めてまいります。産業用製品事業においては、自動車関連事業の市況回復が顕著になっておりますが、自動車メーカー各社の売上海外比率の拡大や世界的なサプライチェーンの見直しが進んでおり、国内外でのより幅広い受注のため、中国国内（武漢）に生産工場を設立しグローバルで生産能力を強化し、将来を見据えた営業体制の構築に努めてまいります。

また、海洋ゴミ問題に端を発するプラスチック使用量削減の動きはさらに活発化してきており、企業としての社会的責任を遂行しながら持続的成長を図るため、全社を挙げてプラスチックの使用及び廃棄物の削減・縮小に取り組めます。以上に加えて、生産面では、昨今の大規模自然災害が断続的に発生していることを踏まえ、各工場における自然災害リスクの総点検と対策を継続的に実施するとともに、仕入先及び得意先それぞれとの間でのサプライチェーンの強化を図ってまいります。また、少子高齢化を踏まえた人手不足が叫ばれて久しく、自動化等による生産効率のさらなる向上に取り組んでまいります。これら様々な課題に対し、当社グループは「身近な暮らしを科学する」を掲げて、顧客ニーズを満たす品揃えの強化と販売の拡大に取り組んでまいります。企業として全てのステークホルダーに対する社会的責任を真摯に受け止め、コンプライアンスやリスク管理体制のさらなる充実を図るとともに、より透明性のある経営を目指し、内部統制の強化、情報開示の充実に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況

項 目	単位	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)	第125期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	百万円	90,089	93,744	90,503	86,361
経常利益	百万円	10,926	10,004	8,551	9,794
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	6,820	6,420	3,489	5,697
1株当たり 当期純利益	円	349.45	334.94	184.52	304.04
総資産	百万円	107,464	108,262	104,081	112,070
純資産	百万円	65,216	66,095	63,838	70,316
1株当たり 純資産額	円	3,218.96	3,319.51	3,258.01	3,609.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については自己株式数を除いております。
2. 第125期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。これにともない、第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第123期の期首から適用しており、第122期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イチジク製薬株式会社	35百万円	100%	医薬品の製造・販売
オカモト化成株式会社	33百万円	100%	産業用製品の加工・販売
世界長ユニオン株式会社	98百万円	100%	シューズ、紳士靴の製造・販売
理研コランダム株式会社	500百万円	50.15%	研磨布紙、OA器材部材の製造・販売、不動産賃貸事業
Okamoto North America, Inc.	22,600千米ドル	100%	持株会社
Okamoto U.S.A., Inc.	2,000千米ドル	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Sandusky Manufacturing, LLC	20,598千米ドル	100%	産業用製品の製造・販売
岡本(香港)有限公司	6,000千香港ドル	100%	産業用製品、シューズ、衣料・スポーツ用品、医療・日用品の販売
岡本貿易(深圳)有限公司	4,842千中国元	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Rubber Products Co., Ltd.	80,000千パーツ	100%	コンドームの製造・販売
Siam Okamoto Co., Ltd.	245,000千パーツ	100%	医療・産業用ゴム手袋の製造・販売、コンドームの販売、産業用製品の販売

(注) 上記議決権比率は、子会社の保有する議決権も含めております。

## (6) 主要な事業内容

(2021年3月31日現在)

事業の区分	事業内容 (主要製品)
産業用製品	プラスチックフィルム、農業用フィルム、ビニルレザー、壁紙、自動車内装材、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブルコンテナ、食品用ラップ、食品衛生関連商品、食品用脱水・吸水シート、研磨布紙、OA器材部材
生活用品	コンドーム、カイロ、炊事用手袋、作業用手袋、福祉用品、健康用品、競技用自転車チューブ、除湿剤、医薬品、殺虫剤、スポーツカジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ、雨衣
その他	倉庫管理、運送、太陽光発電

## (7) 主要な営業所及び工場等

(2021年3月31日現在)

当 社 本 社	東京都文京区
国内営業拠点	当社大阪支店(大阪府大阪市)、当社名古屋営業所(愛知県名古屋市)、当社福岡営業所(福岡県福岡市)、イチジク製菓株式会社(東京都墨田区)、オカモト化成品株式会社(東京都台東区)、世界長ユニオン株式会社(東京都江戸川区)、理研コランダム株式会社(埼玉県鴻巣市)
海外営業拠点	Okamoto U.S.A.,Inc.(米国)、岡本(香港)有限公司(中国香港)、岡本貿易(深圳)有限公司(中国)
国内生産拠点	当社静岡工場(静岡県榛原郡)、当社茨城工場(茨城県龍ヶ崎市)、当社福島工場(福島県いわき市)、当社つくば工場(茨城県牛久市)
海外生産拠点	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC(米国)、Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.(タイ王国)、Siam Okamoto Co.,Ltd.(タイ王国)、広東岡本衛生科技有限公司(中国)

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,891名	40名増

### ② 当社の従業員の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,166名	9名減	39.1歳	15年11ヶ月

(注) 上記のほか、352名の臨時従業員がおります。

## (9) 主要な借入先及び借入額

(2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,066百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,050百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	300百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	150百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式総数(自己株式を除く) 18,739,690株  
 (注) 上記より控除した自己株式数 859,677株  
 (3) 株主数 6,276名  
 (4) 上位10名の株主

(2021年3月31日現在)

	株 主 名	持 株 数	持株比率
1	明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,485千株	7.93%
2	株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	1,453千株	7.76%
3	丸 紅 株 式 会 社	1,442千株	7.70%
4	日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	938千株	5.01%
5	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	934千株	4.99%
6	有 限 会 社 八 幡 興 産	706千株	3.77%
7	や よ い 会	604千株	3.22%
8	損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	488千株	2.61%
9	平 井 商 事 株 式 会 社	377千株	2.01%
10	オ カ モ ト グ ル ー プ 社 員 持 株 会	306千株	1.64%

- (注) 1. 信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数  
 株式会社日本カストディ銀行 1,453千株  
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 938千株  
 2. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数に対する割合です。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	岡 本 良 幸	理研コランダム(株)非常勤取締役
代表取締役社長	田 村 俊 夫	
専務取締役	矢 口 昭 史	汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部管掌
専務取締役	池 田 佳 司	静岡工場長、福島工場、つくば工場管掌
専務取締役	岡 本 邦 彦	海外部、手袋・メディカル部、食品衛生用品部、医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所、システム戦略部管掌 Okamoto North America, Inc.代表取締役社長
常務取締役	高 島 寛	経理部担当
常務取締役	岡 本 優	総務部、人事部、資材部、お客様相談室担当
取 締 役	土 屋 洋 一	茨城工場長
取 締 役	田 中 健 嗣	システム戦略部長
取 締 役	野 寺 哲 生	車輛資材部長
取 締 役	田 中 祐 司	海外部長 岡本貿易(深圳)有限公司代表取締役社長
取 締 役	福 田 昭 彦	粘着製品部長
取 締 役	中 島 哲 夫	食品衛生用品部長
取 締 役	久 米 孝 之	医療品部長、医療生活用品マーケティング室長
取 締 役	相 澤 光 江	弁護士、E L C ジャパン(株)社外監査役、(株)コジマ社外取締役、プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(株)社外監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	有 坂 衛	
取 締 役 (監査等委員)	深 澤 佳 己	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	荒 井 瑞 夫	公認会計士、税理士、税理士法人みずほ代表社員

- (注) 1. 当期中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の異動  
該当事項はありません。
2. 当期中の監査等委員である取締役の異動  
該当事項はありません。
3. 取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は社外取締役であります。
4. 監査等委員深澤佳己氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであり、監査等委員荒井瑞夫氏は公認会計士・税理士資格を有しており、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員有坂衛氏は当社の経理・総務・人事を始めとする幅広い業務に携わり、その知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能が更に強化できる適切な人材であるため、常勤監査等委員に選定しております。
6. 当社は取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は当社と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額となります。

## (3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）

### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 会社役員等の報酬等に関する事項

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会にて決議しております。

業務執行取締役に対する報酬等は、その職位・業績に対する貢献度・在任年数等を基準とし、世間一般水準を考慮して相応しいものとなるように決定いたします。産業用製品事業と生活用品事業の各事業分野の市況・業界水準や各取締役の目標達成経緯等を総合的に判断して、定性的・定量的に業績や経営基盤構築に対する貢献度等を評価し、一定のインセンティブが付与される仕組みとします。利益や株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬は採用いたしません。

社外取締役・監査等委員を含む非業務執行取締役に対する報酬等は、経営監督機能を十分

発揮できるよう職務内容・専門性・経験等を重視して決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社役員（取締役）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会で決議され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は年額344百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）となっており、同定時株主総会決議における役員数は15名（うち社外取締役1名）となっております。なお、この取締役の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。また、同定時株主総会決議により、監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額46百万円以内となっており、同定時株主総会決議における役員数は3名（うち社外取締役2名）となっております。

③ 取締役の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会にて、代表取締役社長である田村俊夫に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の具体的内容の決定を委任する旨決議しております。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額の範囲内において、各取締役の個人別の基本報酬の額及び賞与額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら各取締役の担当事業における評価を客観的に行うのに代表取締役社長が最も適任であると考えられるからです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、具体的な報酬等の額について、代表取締役社長に対し、同業他社の動向に配慮しつつ社外取締役及び監査等委員との間で十分な協議を経たうえで原案を作成するよう求めており、その手続を経て各取締役の個人別の報酬等の額が決定されております。従って、取締役会は、当該決定内容は、上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しています。

また、監査等委員である各取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	摘要（総会決議の内容）	
取 締 役（監査等委員を除く）	15名	323百万円	年額	344百万円以内
（うち社外取締役）	（1名）	（5百万円）		（20百万円以内）
取 締 役（監査等委員）	3名	26百万円	年額	46百万円以内
（うち社外取締役）	（2名）	（9百万円）		
合計	18名	350百万円		

(注) 1. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額82百万円があります。  
2. 期末現在の人員は取締役18名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 相澤 光江

- 1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係  
TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。  
なお、当社と同事務所との間で顧問契約を締結しております。
- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
E L C ジャパン株式会社社外監査役、株式会社コジマ社外取締役及びプルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はございません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての客観的専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べてコーポレートガバナンス機能の強化に貢献しております。

### ② 監査等委員 深澤 佳己

- 1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係  
深澤法律事務所の弁護士であります。  
なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会17回の全てに出席し、主に弁護士としての客観的専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べて業務執行に対する適切な監督を行っております。

### ③ 監査等委員 荒井 瑞夫

- 1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係  
荒井公認会計士事務所の公認会計士及び税理士法人みずほの代表社員であります。  
なお、当社と兼務先との間に特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会17回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての客観的専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べて業務執行に対する適切な監督を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、「①項目別の監査工数を前年度と比較し、増減内容が適切か、監査報酬の変動額・変動割合が合理的か確認をして、見積りの妥当性を検討した」及び「②監査の有効性・効率性に配慮し、監査計画に基づいたスケジュールと報告期限は遵守されているか四半期レビューにおいて進捗状況の確認をした」結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査等委員会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務実施状況を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する選解任等に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の役員・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系（企業使命・経営理念・行動基準）としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることといたします。
  - ② 当社の役員は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
  - ③ 代表取締役社長をコンプライアンス統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、弁護士・公認会計士等の外部有識者、管理部門担当役員等をメンバーにして当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓発に努めてまいります。
  - ④ 当社グループは、内部通報制度（オカモト・ホットライン）を開設し、コンプライアンス上疑義がある行為が行われていることを発見したときは通報しなければならないと定めております。通報内容への対応については通報内容を検討し、人事部長が内部調査を実施して、その対処を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めてまいります。
  - ⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役社長以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めてまいります。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
    - ア) 株主総会議事録と関連資料
    - イ) 取締役会議事録と関連資料
    - ウ) 取締役が主催する重要な会議記録及び指示事項
    - エ) 内部者取引（インサイダー取引該当）に係る重要な文書
    - オ) その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
    - カ) 個人情報保護法上の個人情報に該当する情報
  - ② 会社としての重要書類は、情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、その管理・保管方法については継続的に、教育・啓発を行うとともに見直しをしてまいります。

- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループのリスクマネジメントとして、外部有識者の意見を取り入れてコンプライアンス委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理小委員会を機動的に開催しています。リスク管理小委員会の内容はリスク管理委員会に報告され、当社グループとしてのトータルリスクマネジメント体制を構築いたします。
  - ② リスク管理委員会のもと、当社及び子会社において、工場部門・営業部門・管理部門ごとに、担当役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、部門別のリスクマネジメントに取り組んでまいります。なお、環境リスクについては、環境管理委員会にて横断的・継続的に評価・管理してまいります。
  - ③ 当社及び子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ITシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。また係るリスクの高い地区及び業務については、都度、保険契約の見直しを実施いたします。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を原則月1回以上開催し、経営上の重要事項につき協議いたします。また年に1回以上工場取締役会を開催し交流を図ることで、現場の把握、情報の共有に努めております。
  - ② 当社グループの事業部門は、需要家向け製品の産業用製品事業と消費者向け製品の生活用品事業、その他事業の3部門に分かれております。各部門の互換性が薄いため、部門ごとに長期販売計画、年度単位の部門方針を立て、その業績を全社統一的な指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月1回、各部門の業績を報告し合い、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。
  - ③ 代表取締役と役付取締役で構成する常務会を定例以外にも機動的に開催し、各部門の業績・状況を監視するとともに、当社事業の対処方針を効率良く決定できる体制を構築いたします。
- 5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 経営管理室を中核として、当社及び当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
  - ② 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査等委員及び会計監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。
- 6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しますが、当社取締役が子会社の取締役を兼務等することで、当社の方針を子会社の運営に直結させるとともに、子会社の経営上の重要事項については、当社との事前協議や当社への報告を行い、当社グループとしてリスクを一体的に把握し管理してまいります。
  - ② 当社グループの経営の基本方針及び経営目標を定めて、当社グループ全体として効率的な業績管理を行ってまいります。

- ③ 当社の取締役は、担当部門の子会社の状況を含めて取締役会において1ヶ月に1回業務の執行状況を報告しております。
  - ④ 経営管理室は、当社グループ各社の内部統制の構築及び運用指導を行い、各子会社と連携して、当社グループ全体としての内部統制を進めてまいります。
  - ⑤ 当社グループとして内部通報制度（オカモト・ホットライン）を設けて、これを公益通報者保護法の定めに従って運用することにより、コンプライアンス体制の確保に努めてまいります。
- 7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査等委員の職務を補助する使用人を置くものといたします。
  - ② 当該使用人は監査等委員の指揮命令に従い、その任命・異動・評価・懲戒は、監査等委員会の同意を得た上で決定いたします。
  - ③ 監査等委員の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して、当社各部門が協力する体制を構築いたします。
- 8) 監査等委員への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社の経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員に報告いたします。監査等委員は、取締役会・月曜会に出席するとともに、コンプライアンス委員会・小委員会及びリスク管理委員会・小委員会にも出席して、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
  - ② 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度、把握できる体制を敷くなど、監査等委員への情報提供を強化してまいります。
  - ③ 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取り扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- 9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針  
監査等委員は、職務の執行上必要となる費用について、当社からその費用の前払い及び償還を受けることができるものといたします。
- 10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員が、重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査等委員への情報提供を強化いたします。
  - ② 当社監査等委員の過半数は独立社外取締役とし、対外的な透明性を確保するとともに、弁護士・公認会計士の外部有識者の立場にて監査・アドバイスを実践いたします。
  - ③ 当社監査等委員は、当社グループの各社監査役及び当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実践する体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室は、法令や定款・社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していく他、監査等委員会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合には更に追加して内部監査を行ってまいります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 業務執行の効率性向上に関する事項
  - ・取締役会を本社及び各工場において、毎月開催し、経営計画・予算策定、設備投資等、経営上の重要事項について審議を行っております。
  - ・取締役会では、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループ・担当部門における経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。
- ② コンプライアンスに関する事項
  - ・情報管理規程を制定し、重要書類・情報の保存、管理の徹底を図っております。
  - ・「行動基準」を制定するとともに、全従業員及び子会社の幹部に対し、法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しております。
  - ・「行動基準」は当社ホームページに、コンプライアンス規程はイントラネットにそれぞれ掲載して、その周知を図るとともに、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施しております。
  - ・当社グループ全体の、内部通報・相談窓口として「オカモト・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して、不正行為等の未然防止に努めております。
- ③ リスク管理に関する事項
  - ・経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理小委員会を定期的に開催して、当社グループ全体としてのリスクの抽出・把握・評価・対応策の実施等を行っております。
  - ・リスク管理委員会の活動内容については、都度、取締役会に報告しております。
- ④ グループ管理に関する事項
  - ・子会社代表取締役から定期的に子会社の経営状況等の報告を受ける体制を整え、その体制に従い、子会社に関する重要事項（事業運営等・コンプライアンス・リスク管理に関する事項）が、当社へ定期的に報告されております。
  - ・当社内部監査部門である経営管理室は、年度監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果はリスク管理小委員会及びコンプライアンス小委員会に報告しております。
- ⑤ 監査等委員会の監査に関する事項
  - ・当社の経営管理室は、内部監査部門が行った監査結果及び「オカモト・ホットライン」の通報・相談状況について、当社監査等委員会に報告しております。
  - ・監査等委員は、取締役会の他、経営会議など社内での重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。
  - ・監査等委員は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施して意見交換を行い、取締役に対する職務執行の監査の実効性を高めております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株主の在り方として、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

#### ② 不適切な支配の防止のための取り組み

資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案又はこれに類似する行為がなされることがあります。

これらの大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断いたします。

当社は、第111回定時株主総会（2007年6月28日開催）の決議をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、第114回定時株主総会（2010年6月29日開催）、第117回定時株主総会（2013年6月27日開催）、第120回定時株主総会（2016年6月29日開催）にて継続してまいりました（継続後のプランを以下「本プラン」といいます）。また、当社は、本プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2019年5月9日開催の取締役会において、本プランを一部修正した上で、2019年6月27日開催の当社第123回定時株主総会において本プランを継続することを決定いたしました。

本プランは、当社が発行する株券等について、(ア) 自己の保有割合が20%以上となる場合、もしくは(イ) 自己及びその特別関係者の所有割合の合計が20%以上となる場合のいずれかに該当する買付その他の取得（以下、あわせて「大規模買付行為」といいます。）が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に大規模買付行為の情報提供を要請するとともに、取締役会の恣意的な判断を防止し、適正に運用されるよう独立委員会の設置を義務づけております。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定められたルールを遵守しない場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動するべきか否かについての勧告を行うものとしたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとしたします。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

上記方針の目的は、当社議決権が20%以上となる大規模買付行為が、企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものであるか否かについて株主の皆様にご判断いただくための情報と時間を確保した上で、取締役会として、大規模買付者等と協議・交渉し、意見や代替案等を提示するためのものであります。

従って、これらの施策は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものと考えております。

更に、本プランは経済産業省及び法務省の2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、経済産業省の企業価値研究会による2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえ、(ア)株主共同の利益の確保・向上を目的とし、株主意思を反映する手続を定めていること、(イ)社外者のみから構成される独立委員会の判断が最大限尊重されるとともに、外部の専門家の意見聴取ができることとされていること、(ウ)有効期間満了前でも株主総会によりいつでも廃止し得ること等の理由から、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを基本方針としております。

---

(注) 事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

( 2021年 3月 31日 現在 )

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>69,478</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,000</b>
現金及び預金	29,687	支払手形及び買掛金	19,626
受取手形及び売掛金	18,856	短期借入金	2,505
電子記録債権	7,323	未払法人税等	2,040
商品及び製品	7,195	賞与引当金	1,023
仕掛品	2,112	建物解体費用引当金	206
原材料及び貯蔵品	2,752	その他	4,598
その他の他	1,583		
貸倒引当金	△31	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,753</b>
		長期借入金	1,216
		繰延税金負債	2,061
		退職給付に係る負債	7,248
		その他	1,226
<b>固 定 資 産</b>	<b>42,592</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>41,754</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,907</b>	( 純 資 産 の 部 )	
建物及び構築物	5,310	<b>株 主 資 本</b>	<b>59,383</b>
機械装置及び運搬具	6,479	資本金	13,047
土地	7,337	資本剰余金	518
建設仮勘定	527	利益剰余金	49,480
その他	252	自己株式	△3,662
<b>無形固定資産</b>	<b>1,215</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,139</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,469</b>	その他有価証券評価差額金	8,558
投資有価証券	20,739	繰延ヘッジ損益	△8
繰延税金資産	149	為替換算調整勘定	△344
その他	590	退職給付に係る調整累計額	△66
貸倒引当金	△9	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,793</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>70,316</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>112,070</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>112,070</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年 4月 1日~2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		86,361
売上原価		63,507
販売費及び一般管理費		22,853
営業利益		14,583
営業外収益		8,269
受取利息	26	
受取配当金	539	
不動産賃貸料	543	
持分法による投資利益	197	
為替差益	170	
その他	279	1,756
営業外費用		
支払利息	30	
不動産賃貸費用	120	
その他	81	232
経常利益		9,794
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	40	47
特別損失		
固定資産除却損	23	
減損	1,398	
特別退職金	30	
操業休止関連費用	100	
建物解体費用引当金繰入額	430	1,982
税金等調整前当期純利益		7,859
法人税、住民税及び事業税	2,607	
法人税等調整額	△360	2,246
当期純利益		5,612
非支配株主に帰属する当期純利益		△84
親会社株主に帰属する当期純利益		5,697

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日～2021年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	13,047	448	45,658	△3,173	55,981
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,875		△1,875
親会社株主に帰属する当期純利益			5,697		5,697
自己株式の取得				△489	△489
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社からの自己株式の取得による剰余金の増減		70			70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	70	3,821	△489	3,401
2021年3月31日残高	13,047	518	49,480	△3,662	59,383

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年4月1日残高	5,283	8	159	△184	5,268	2,588	63,838
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,875
親会社株主に帰属する当期純利益							5,697
自己株式の取得							△489
自己株式の処分							0
連結子会社からの自己株式の取得による剰余金の増減							70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,275	△16	△504	117	2,871	205	3,076
連結会計年度中の変動額合計	3,275	△16	△504	117	2,871	205	6,478
2021年3月31日残高	8,558	△8	△344	△66	8,139	2,793	70,316

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

オカモト株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 賀 恒一郎 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカモト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2021年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>54,356</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,714</b>
現金及び預金	19,961	支払手形	4,874
受取手形	2,495	買掛金	13,780
電子記録債権	6,963	短期借入金	2,000
売掛金	16,186	未払金	499
商品及び製品	4,404	未払法人税等	1,839
仕掛品	1,286	未払費用	1,765
原材料及び貯蔵品	1,879	賞与引当金	904
その他の	1,178	その他の	1,050
		<b>固定負債</b>	<b>10,841</b>
		長期借入金	1,100
		繰延税金負債	1,894
		退職給付引当金	6,713
		その他の	1,133
<b>固定資産</b>	<b>41,351</b>	<b>負債合計</b>	<b>37,556</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,336</b>	(純資産の部)	
建物及び構築物	3,371	<b>株主資本</b>	<b>49,708</b>
機械装置及び運搬具	4,561	資本金	13,047
土地	7,827	資本剰余金	448
建設仮勘定	400	資本準備金	448
その他の	176	その他資本剰余金	0
<b>無形固定資産</b>	<b>1,060</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>39,555</b>
		利益準備金	2,864
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,953</b>	その他利益剰余金	36,691
投資有価証券	17,608	固定資産圧縮積立金	206
関係会社株式	5,827	特別償却準備金	48
その他の	517	別途積立金	17,285
		繰越利益剰余金	19,151
		<b>自己株式</b>	<b>△3,343</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>8,442</b>
		その他有価証券評価差額金	8,450
		繰延ヘッジ損益	△7
		<b>純資産合計</b>	<b>58,151</b>
<b>資産合計</b>	<b>95,707</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>95,707</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年 4月 1日～2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		69,565
売上原価		54,346
販売費及び一般管理費		15,218
営業利益		9,027
営業外収入		6,191
受取利息	0	
受取配当金	1,059	
不動産賃貸料	451	
為替差益	52	
貸倒引当金戻入	1	
その他	118	1,683
営業外費用		
支払利息	26	
不動産賃借費用	125	
関係会社支援	45	
その他	55	252
経常利益		7,622
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	40	42
特別損失		
固定資産除却損失	9	
減損損失	1,324	1,334
税引前当期純利益		6,331
法人税、住民税及び事業税	2,076	
法人税等調整額	△365	1,711
当期純利益		4,620

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年 4月 1日～2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己株式	
		資本 準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2020年4月1日残高	13,047	448	-	2,864	216	156	17,285	16,293	△2,750	47,561
当期変動額										
剰余金の配当								△1,881		△1,881
当期純利益								4,620		4,620
固定資産圧縮積立金の取崩					△9			9		-
特別償却準備金の取崩						△108		108		-
自己株式の取得									△592	△592
自己株式の処分			0						0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										-
当期変動額合計	-	-	0	-	△9	△108	-	2,857	△592	2,146
2021年3月31日残高	13,047	448	0	2,864	206	48	17,285	19,151	△3,343	49,708

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	5,210	8	5,218	52,780
当期変動額				
剰余金の配当				△1,881
当期純利益				4,620
固定資産圧縮積立金の取崩				-
特別償却準備金の取崩				-
自己株式の取得				△592
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,239	△16	3,223	3,223
当期変動額合計	3,239	△16	3,223	5,370
2021年3月31日残高	8,450	△7	8,442	58,151

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

オカモト株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカモト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて往査を実施し、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

オカモト株式会社 監査等委員会  
監査等委員 有坂 衛 ㊞  
監査等委員 深澤 佳己 ㊞  
監査等委員 荒井 瑞夫 ㊞

監査等委員深澤佳己及び荒井瑞夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益処分に関する基本方針としております。

第125期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり50円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は936,984,500円となります。  
なお、中間配当金として50円をお支払しておりますので、当期の1株当たりの年間配当金額は100円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）16名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後のより多角的視点での議論及び監督機能を強化するため1名増員して取締役16名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

おかもと よしゆき  
**岡本 良幸**

性別：男性

生年月日

1949年10月23日生

所有する当社株式の数

219,485株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年 7月 当社入社  
1984年 2月 当社海外事業部貿易二部長  
1985年 6月 当社取締役  
1989年 6月 当社常務取締役  
2003年 7月 当社専務取締役  
2005年 6月 当社専務取締役 資材部、茨城工場、静岡工場、福島工場管掌  
2007年 6月 当社代表取締役副社長  
2011年 6月 当社代表取締役社長  
2018年 6月 当社代表取締役会長（現任）  
2019年 3月 理研コランダム(株)非常勤取締役（現任）  
現在に至る

取締役候補者とした理由

代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を生かして当社グループの経営を統括することにより、長期的な企業価値向上及びガバナンス体制を強化することが期待されるため、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

2

再任

やぐち あきふみ  
矢口 昭史

性別：男性

生年月日

1953年4月29日生

所有する当社株式の数

3,943株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 当社入社  
2007年7月 当社プラスチック製品部長  
2008年6月 当社取締役プラスチック製品部長  
2010年7月 オカモト化成品(株)取締役社長  
2011年6月 当社取締役退任 オカモト化成品(株)取締役社長  
2013年6月 当社常務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部担当  
2016年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部管掌  
2017年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部、食品衛生用品部管掌  
2018年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部管掌  
2019年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部、リサイクル推進室管掌  
2020年10月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部管掌  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたるプラスチック製品の営業部門における豊富な経験と実績に加え、グループ会社の経営にも携わり、更なる市場開拓に向けてこれらの知見を重要な意思決定に生かすことが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

おかもと くにひこ  
**岡本 邦彦**

性別：男性

生年月日

1979年5月24日生

所有する当社株式の数

170,788株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年4月 当社入社  
2013年10月 当社海外部長  
2015年3月 当社海外部長兼シューズ製品部長  
2015年6月 当社取締役 海外部長兼シューズ製品部長  
2017年6月 当社常務取締役 海外部、産業用品部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所担当  
Okamoto North America, Inc. 代表取締役社長就任（現任）  
2018年6月 当社専務取締役 海外部、手袋・メディカル部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所管掌  
2019年6月 当社専務取締役 海外部、手袋・メディカル部、産業用品部、食品衛生用品部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所管掌  
2020年10月 当社専務取締役 海外部、手袋・メディカル部、産業用品部、食品衛生用品部、医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所、システム戦略部管掌  
2021年2月 当社専務取締役 海外部、手袋・メディカル部、食品衛生用品部、医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所、システム戦略部管掌  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に海外営業部門における幅広い知識・経験・人脈を有しており、更なる海外事業の強化に際し、当社の意思決定に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

再任

いけだ けいじ  
池田 佳司

性別：男性

生年月日

1956年9月30日生

所有する当社株式の数

3,554株

## 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 当社入社  
 2007年7月 当社茨城工場長兼製造部長  
 2009年6月 当社取締役 茨城工場長兼製造部長  
 2015年1月 当社取締役 医療生活用品部長、開発担当  
 2015年6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発担当  
 2016年6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発、粘着製品部担当  
 2016年11月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発、粘着製品部、静岡工場担当  
 2017年6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、開発関係、粘着製品部、情報システム室、静岡工場、茨城工場、福島工場担当  
 2018年6月 当社専務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、粘着製品部、情報システム室、開発関係管掌  
 2018年10月 当社専務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、粘着製品部、情報システム室、開発関係、茨城工場管掌  
 2019年6月 当社専務取締役 医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、情報システム室、静岡工場、茨城工場、福島工場、つくば工場管掌  
 2020年11月 当社専務取締役 静岡工場長兼福島工場、つくば工場管掌  
 現在に至る

## 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり、工場の生産技術や研究開発部門の経営に携わっており豊富なマネジメント経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の意思決定が更に強化されることが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

再任

たかしま ひろし

高島 寛

性別：男性

生年月日

1957年12月25日生

所有する当社株式の数

3,215株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 当社入社  
2009年 7月 当社経理部長  
2011年 6月 当社取締役 経理部長  
2016年10月 当社取締役 経理部長兼関係会社管理室担当  
2017年 6月 当社常務取締役 経理部、総務部担当  
2018年 6月 当社常務取締役 経理部担当  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり、経理・財務等の会計業務に携わっており、その豊富な知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化されることが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

再任

おかもと まさる

岡本 優

性別：男性

生年月日

1977年7月4日生

所有する当社株式の数

72,772株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年10月 第二東京弁護士会弁護士登録  
2013年 4月 当社入社  
2015年 1月 当社経営管理室長  
2017年 6月 当社取締役 食品衛生用品部長  
2018年 6月 当社常務取締役 資材部、食品衛生用品部担当  
2019年 6月 当社常務取締役 総務部、人事部、資材部担当  
2021年 2月 当社常務取締役 総務部、人事部、資材部、お客様相談室担当  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての経験・高い見識に基づきこれを当社の経営に反映させることにより、当社の意思決定に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 7

再任

つちや よういち  
土屋 洋一

性別：男性

生年月日

1960年4月3日生

所有する当社株式の数

382株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社  
2004年10月 当社静岡工場製造一部統括マネージャー  
2008年11月 当社静岡工場長代理兼製造一部兼製造三部長  
2010年6月 Okamoto Sanduky Manufacturing,LLC取締役社長  
2014年7月 当社静岡工場長  
2015年6月 当社取締役 静岡工場長  
2019年6月 当社取締役 茨城工場長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、工場の生産技術や研究開発部門、また子会社の経営に携わっており、優れたコミュニケーション能力により、生産現場を統率し、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 8

再任

たなか けんじ  
田中 健嗣

性別：男性

生年月日

1962年6月22日生

所有する当社株式の数

349株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 当社入社  
2015年7月 当社茨城工場長  
2016年6月 当社取締役 茨城工場長  
2019年6月 当社取締役 静岡工場長  
2020年11月 当社取締役 システム戦略部長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、工場の生産部門における幅広い知識と経験を有しており、業務改革担当として社内システムの構築に携わった見識を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 9

再任

のてら てつお  
野寺 哲生

性別：男性

生年月日

1962年2月6日生

所有する当社株式の数

1,372株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 当社入社  
2016年 2月 当社車輻資材部長  
2017年 6月 当社取締役 車輻資材部長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、車輻内装材の営業部門において豊富なマネージメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 10

再任

たなか ゆうじ  
田中 祐司

性別：男性

生年月日

1964年12月29日生

所有する当社株式の数

952株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行  
2016年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ  
リサーチ&コンサルティング業務部長  
2017年 6月 当社入社  
2017年 7月 当社総務部長  
2018年 6月 当社取締役 総務部長  
2019年 6月 当社取締役 海外部長（現任）  
2019年 7月 岡本貿易（深圳）有限公司代表取締役社長就任（現任）  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関での経験を通じて、幅広い知識・経験・人脈を有しており、営業及び管理部門において多面的な視点からの発言・提案を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行が更に強化されることが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 11

再任

ふくだ あきひこ  
福田 昭彦

性別：男性

生年月日

1961年11月18日生

所有する当社株式の数

885株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月 当社入社  
2016年 2月 当社粘着製品部長  
2018年 6月 当社取締役 粘着製品部長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、粘着製品の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 12

再任

なかじま てつお  
中島 哲夫

性別：男性

生年月日

1961年4月5日生

所有する当社株式の数

2,296株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 当社入社  
2016年 2月 当社生活用品部長  
2018年 7月 当社食品衛生用品部長  
2019年 6月 当社取締役 食品衛生用品部長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、生活用品の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

13

再任

くめ たかゆき  
久米 孝之

性別：男性

生年月日

1963年6月22日生

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月 当社入社  
2016年 2月 当社医療品部長  
2018年 7月 当社医療品部長兼医療生活用品マーケティング室長  
2019年 6月 当社取締役 医療品部長兼医療生活用品マーケティング室長  
現在に至る

所有する当社株式の数

1,196株

取締役候補者とした理由

同氏は、医療品の営業部門において豊富なマネージメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者としたしました。

候補者番号

14

新任

さとう あつし  
佐藤 篤史

性別：男性

生年月日

1963年12月20日生

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4月 当社入社  
2018年 7月 当社福島工場長  
現在に至る

所有する当社株式の数

877株

取締役候補者とした理由

同氏は、工場の品質保証部門や研究開発部門、また子会社の経営に携わっており、優れたコミュニケーション能力により、生産現場を統率し、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者としたしました。

候補者番号

15

新任

やまざき みのる  
山崎 実

性別：男性

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 4月 当社入社  
2017年 7月 当社人事部長  
現在に至る

生年月日

1967年10月25日生

所有する当社株式の数

1,217株

取締役候補者とした理由

同氏は、労務管理において豊富なマネジメント経験を有しており、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

16

再任

あいざわ みつえ  
相澤 光江

性別：女性

生年月日

1942年10月14日生

所有する当社株式の数

376株

## 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1967年 4月 建設省(現国土交通省)入省  
 1979年 4月 東京弁護士会弁護士登録  
 1981年 9月 三宅今井池田法律事務所勤務  
 1985年 4月 新東京総合法律事務所開設  
 2007年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）パートナー就任  
 2012年 3月 エスティ ローダー(株)（現E L Cジャパン(株)）社外監査役就任（現任）  
 2015年 4月 TMI総合法律事務所パートナー就任（現任）  
 2015年 6月 当社社外取締役（現任）  
 2015年11月 (株)コジマ 社外取締役（現任）  
 (株)富士ロジテックホールディングス 社外監査役  
 2016年 6月 プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(株) 社外監査役（現任）  
 現在に至る

## 社外取締役候補者とした理由

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり弁護士業務に従事され、企業法務に精通しており、また他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、業務執行から独立した客観的な立場で当社取締役会において的確な提言・助言をいただくことにより、経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスの監督機能が更に強化できることが期待されるため、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありませんが、当社は社外取締役候補者である相澤光江氏が所属するTMI総合法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 相澤光江氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 相澤光江氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 相澤光江氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項による責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

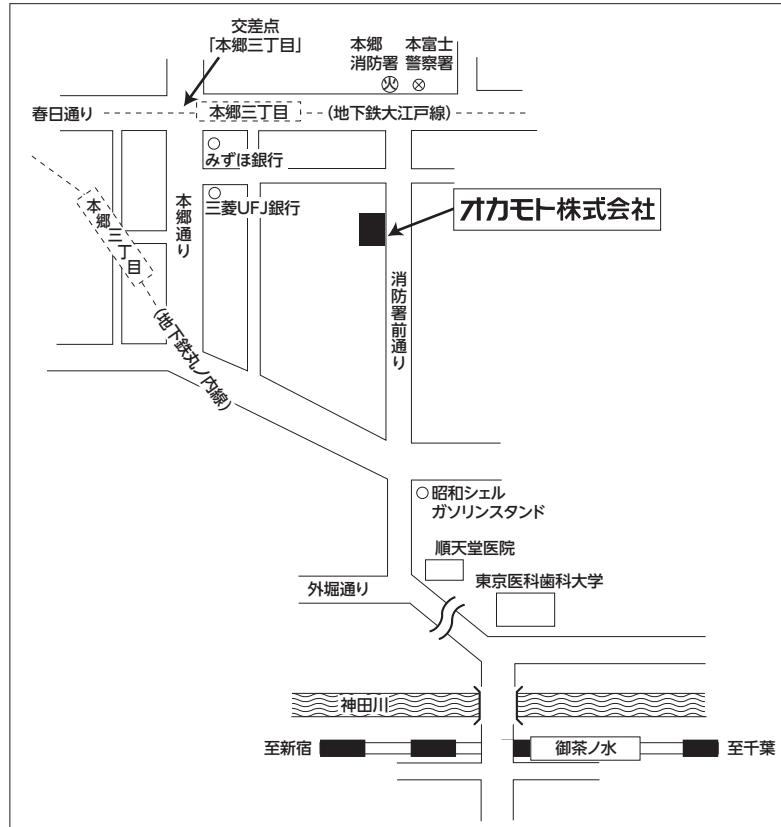
以上

〈× 毛 欄〉

〈× 毛 欄〉

# 株主総会会場ご案内図

[会場] 東京都文京区本郷3丁目27番12号  
当会社本社ビル1階



## (最寄駅)

- 地下鉄……丸ノ内線、大江戸線（5番出口）  
本郷三丁目駅下車徒歩約6分
- J R……御茶ノ水駅下車徒歩約15分